

令和7年度事業計画について

市民及び事業所関係者における防火意識の普及啓発、防火・防災管理に関する講習会等を行うことにより、防火・防災管理体制と危険物の安全管理体制の強化促進に取り組み、「災害に強いまちづくりを築き、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与すること」の達成に努めるとともに、公益社団法人として、公益目的事業である普及啓発事業及び講習事業を中心に事業の着実な推進を図る。

I 公益目的事業

1 防火思想普及啓発事業

市民及び事業所の防火・防災意識の向上を図る目的として、次の事業を実施する。

(1) 火災予防啓発事業

- ア 秋・春の全国火災予防運動期に、火災予防を市民に広く呼びかけ、火災予防運動啓発ポスターを配布する。
- イ 防火管理事業所管理者及び防火管理者等を対象とした研修会を春季火災予防運動期間中にさいたま市消防局と共催する。(年 1 回)
- ウ 火災予防運動期間中等に消防署ごとに実施のイベントにも支援し、防火・防災意識の向上を図る。

(2) 少年消防団研修事業

団体生活を通じ防火・防災知識と災害時の行動力を習得し、地域防災の担い手を育成することを目的とした、少年消防団研修事業の一環として競技大会を実施する活動を支援し、防火・防災意識の向上を図る。

(3) 危険物研修会開催

危険物安全週間に併せ危険物の安全確保のため、危険物施設事業所管理者及び危険物取扱者等を対象とした研修会をさいたま市消防局と共催する。(年 1 回)

(4) 表彰事業

防火対象物における防火管理や危険物施設に対する安全管理に努め、特に顕著な功労のあった事業所及び個人の表彰を実施する。

(5) 情報誌（機関誌）の発行等

- ア 消防機関の防火・防災対策等の取り組み記事、消防関係法令の改正に伴う解説や各種講習日程などを掲載した機関誌「会報」を発行する。
- イ 防火管理体制の充実を図るため、防火管理者と従業員のための防火管理マニュアル等を事業所に配布をする。

(6) 住宅用火災警報器促進事業

住宅火災による死傷者の低減及び被害の軽減並びに市民に対する防火意識の高揚を図るとともに住宅用消火器及び住宅用火災警報器の設置促進を支援する。

2 講習事業

(1) 防火管理及び防災管理に関する講習会 (29回)

ア	甲種防火管理新規講習	年	10回
イ	甲種乙種同時防火管理新規講習	年	1回
ウ	防火・防災管理新規講習	年	14回
エ	防災管理新規講習	年	1回
オ	甲種防火管理再講習	年	1回
カ	防火・防災管理再講習	年	2回

(2) 防火対象物定期点検制度等に関する講習会 (4回)

ア	防火対象物点検資格者講習	年	1回
イ	防火対象物点検資格者再講習	年	2回
ウ	防災管理点検資格者再講習	年	1回

(3) 危険物に関する講習会促進事業 (25回)

ア	甲種危険物取扱者試験準備講習	年	1回
イ	乙種第4類危険物取扱者試験準備講習	年	6回
ウ	給油取扱所危険物取扱者保安講習会	年	8回
エ	その他の施設危険物取扱者保安講習会	年	10回

II その他法人の目的を達成するために必要な事業

1 諸会議の開催

総会・理事会等の開催（予定）

ア	会計監査会	(4月18日(金):さいたま市防災センター2階展示ホール室)
イ	第32回理事会	(4月24日(木):清水園)
ウ	第11回通常総会	(5月23日(金):清水園)
エ	第33回理事会	(10月23日(木):清水園)
オ	新年賀詞交歓会	(1月23日(金):清水園)
カ	表彰選考員会	(2月19日(木):さいたま市防災センター3階災害対策室)
キ	第34回理事会	(3月25日(水):清水園)

2 関係団体との緊密な連携

埼玉県、さいたま市消防局及び関係団体との連携を密にし、協会事業の円滑な推進を図る。

3 「会員増加」の促進を図る。

4 その他必要な事業

- (1) 会員に関する慶弔慰問を実施する。
- (2) 周年記念事業引当預金の積立てを実施する。